

ある門等裏交渉で白米を歸還した。一朝一夕の事ではあるが三月三十日以來冥主減省不審の爲め歸還を來しものづ、前隨書卷の一人

直向寺類職者御書の「さう」ア贈餘潤を置くへき白米紙三月四

武　　争難難坐願因

八　　争難難坐季良日　　即時正手三月二十日

十　　開渠幾畠盛合　　縣同體日本瓦炭起夫縣舍

六　　争難難坐人員　　全員

五　　算　業　員　娘　一〇〇名（内女三十六名）

四　　資　本　金　　金幣萬圓

三　　奉　業　の　蘇　　瓦炭兼礦業

二　　奉　業　の　蘇　　直式市大宅神理

一　　合　業　の　蘇　　直式炭鉱（民主翁太閤鑑吉）

直式炭鉱幾畠年鑑（第二十四回）

相向人　協調會福岡出張所

法人　協調會福岡出張所

四日には最早告無となり、且つ同日支拂ふべき賃金の支拂も爲ざざる状態にて、稼働者一同の不安甚しく尙數回に亘り右調停者より白米の支給を受け、善後策協議中遇々二十八日朝坑主が歸來したので、日本石炭坑夫組合指導の下に同日次の要求書を提出せり。

十、要求事項並に経過

- 1、前回争議解決條件を實行せられたし
- 2、不拂賃金（三百二十二圓五十錢）即時支拂はれたし
- 3、他坑への轉坑料を支給せられたし
- 4、休業中の日給並に費用を支給せられたし
- 5、本炭坑を他人に譲渡する場合は貸金（約千五百圓あり）を棒引すること。